

第 2 8 作 業 班 設 置 要 綱

1995 年（平成 7 年）9 月 5 日
第 1 回規格会議決定
2001 年（平成 13 年）7 月 27 日
第 3 8 回規格会議改定

1 設置

規格会議運営細則第 1 8 条の規定に基づき、「第二世代コードレス電話システム標準規格（RCR STD-28）」及び同標準規格に関連するデータ伝送のための標準規格の維持改訂を行うため、第 2 8 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、第二世代コードレス電話システムの標準規格、及び同標準規格に関連するデータ伝送のための標準規格に関する改定等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班の運営に関し必要な事項は、作業班において定める。